

板橋区青少年委員候補者推薦基準

教 育 長 決 定

平成 2 7 年 8 月 6 日改正

青少年健全育成の趣旨を深く理解し、地域の青少年の余暇指導または青少年団体の育成に直接携わり、かつ、相当の実績をあげつつある者で、次の条件のすべてを満たし、青少年健全育成地区委員会会長の推薦があるものとする。なお、推薦にあたっては、地区内の小学校区域を考慮すること。

- 1 地区を拠点に活動し、青少年健全育成及び青少年教育の振興に熱意がある。
- 2 青少年健全育成地区委員会、町会・自治会、P T A、学校開放協力会その他の関係団体及び小・中学校、教育委員会その他の関係機関との連携が十分にとれる。
- 3 公職または民間団体の役職を多数兼ねておらず、青少年委員活動を積極的に行なうことができる。
- 4 委嘱期間の終了月日現在において、年齢が65歳を超えない者である。
- 5 板橋区青少年委員会（全地区の青少年委員で構成され、委員相互の連絡、情報交換等を行い、青少年委員の活動を助長・促進するための組織）に加入できる。